



2026年5月21日

各 位

会社名 株式会社 弘 電 社
代表者名 代表取締役社長執行役員 梶川 裕 司
(コード番号 1948 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役上席常務執行役員 竹村 隆一
(TEL 03-3542-5111)

(訂正・数値データ訂正)
「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」の一部訂正について

2026年5月13日に公表いたしました「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」の記載内容に一部訂正すべき事項がございましたので、下記のとおり訂正いたします。また、数値データにも訂正がございましたので、訂正後の数値データも送信いたします。

なお、訂正箇所には下線を付して表示しております。

記

1. 訂正の理由

「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」の公表後、(セグメント情報)「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報」の「一時点で移転される財又はサービス」及び「一定の期間にわたり移転される財又はサービス」の記載に誤りがあることが判明したため、該当箇所の訂正を行うものです。

2. 訂正箇所

・添付資料 17 ページ

(セグメント情報等)

(セグメント情報)

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報

【訂正前】

当連結会計年度(自 2025 年 4 月 1 日 至 2026 年 3 月 31 日)

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | | | 調整額 (注) 1 | 連結財務諸表 計上額 (注) 2 |
|---------------------------|---------|-------|--------|--------------|------------------------|
| | 電気設備工事 | 商品販売 | 計 | | |
| 売上高 | | | | | |
| 一時点で移転される財又はサービス | 14,330 | 8,759 | 23,089 | — | 23,089 |
| 一定の期間にわたり移転される財 又はサービス | 21,144 | — | 21,144 | — | 21,144 |
| 顧客との契約から生じる 収益 | 35,474 | 8,759 | 44,234 | — | 44,234 |
| 外部顧客への売上高 | 35,474 | 8,759 | 44,234 | — | 44,234 |
| セグメント間の内部売上高又は 振替高 | — | 220 | 220 | △220 | — |
| 計 | 35,474 | 8,979 | 44,454 | △220 | 44,234 |
| セグメント利益 | 5,447 | 344 | 5,791 | △1,898 | 3,893 |
| セグメント資産 | 17,156 | 4,162 | 21,319 | 17,882 | 39,202 |
| その他の項目 | | | | | |
| 減価償却費 | 38 | 0 | 38 | 170 | 208 |
| 有形固定資産及び無形固定資産の 増加額 | 84 | 0 | 84 | 72 | 156 |

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額△1,898百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,898百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額17,882百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産17,882百万円が含まれております。全社資産は、主に提出会社での余資運用資金、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。
2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。
3. 収益認識に関する会計基準の適用指針第95項に定める代替的な取扱いを適用することにより、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している工事契約については、一時点で移転される財又はサービスに含めております。

【訂正後】

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | | | 調整額 (注) 1 | 連結財務諸表 計上額 (注) 2 |
|---------------------------|---------|-------|--------|--------------|------------------------|
| | 電気設備工事 | 商品販売 | 計 | | |
| 売上高 | | | | | |
| 一時点で移転される財又はサービス | 6,258 | 8,759 | 15,017 | — | 15,017 |
| 一定の期間にわたり移転される財 又はサービス | 29,216 | — | 29,216 | — | 29,216 |
| 顧客との契約から生じる 収益 | 35,474 | 8,759 | 44,234 | — | 44,234 |
| 外部顧客への売上高 | 35,474 | 8,759 | 44,234 | — | 44,234 |
| セグメント間の内部売上高又は 振替高 | — | 220 | 220 | △220 | — |
| 計 | 35,474 | 8,979 | 44,454 | △220 | 44,234 |
| セグメント利益 | 5,447 | 344 | 5,791 | △1,898 | 3,893 |
| セグメント資産 | 17,156 | 4,162 | 21,319 | 17,882 | 39,202 |
| その他の項目 | | | | | |
| 減価償却費 | 38 | 0 | 38 | 170 | 208 |
| 有形固定資産及び無形固定資産の 増加額 | 84 | 0 | 84 | 72 | 156 |

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額△1,898百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△1,898百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額17,882百万円には、各報告セグメントに配分していない全社資産17,882百万円が含まれております。全社資産は、主に提出会社での余資運用資金、長期投資資金(投資有価証券)及び管理部門に係る資産等であります。
2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。
3. 収益認識に関する会計基準の適用指針第95項に定める代替的な取扱いを適用することにより、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識している工事契約については、一時点で移転される財又はサービスに含めております。

以上